

農業振興係からのお知らせ

農地中間管理事業「借受希望」の申出について

農地中間管理事業を活用して経営農地の規模拡大等の意向がある農業者の方は、期間中に「借受希望申出書」を提出してください。

○募集区域／村全域

○募集期間／平成27年9月1日（火）～9月末日

○募集方法／下記、担当窓口へ借受希望申出書を提出してください。

印鑑が必要となります。

申出書は、北海道農業公社ホームページ (<http://www.adhokkaido.or.jp/ncb.html>) でダウンロードしていただくか、または、役場担当窓口にありますので来庁の上、作成・提出してください。

○担当窓口／産業建設課農業振興係 ☎ 57-2111（内線432）

○留意事項／

(1) 提出する借受希望申出書は1年間有効です。

※昨年9月に申出書を提出された方で、引き続き借受希望の方は、あらためて申出書を提出してください。

なお、今年5月に申出書を提出された方は、今回の公募へは提出不要です。

(2) 氏名等募集結果が公表されます。申出書は公表への同意を前提に受付します。

(3) 農地中間管理事業の事業の概要は、村広報誌5月号または北海道農業公社ホームページをご覧ください。

○問合せ先／産業建設課農業振興係 ☎ 57-2111（内線431・432）

福祉係からのお知らせ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給のお知らせ

平成27年4月1日より、第十回特別弔慰金の申請受付が開始しています。

○支給対象者／

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番により、先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容／額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間／平成27年4月1日から平成30年4月2日まで

（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

○問合せ先／住民課福祉係 ☎ 57-2111（内線345）

税務係からのお知らせ

村税の口座振替納税のご案内

村税の納税は、便利な口座振替納税をご利用ください。

◆口座振替ができる金融機関

- ・札幌信用金庫新篠津支店
- ・新篠津村農協
- ・ゆうちょ銀行

◆手続きの方法

「口座振替依頼書」または「利用申込書」を各金融機関または役場へご提出ください。（用紙は各窓口にあります。口座使用の「印鑑」をお持ちください）

◆振替納税の開始時期

手続き後、金融機関と役場双方の受付が完了した次の納期から開始されます。

◆ご注意

手続きされた口座に資金がない場合、振替できず後日窓口納付となってしまいますので納期限前には必ず残高確認をお願いします。

○申込・問合せ先／総務課税務係

☎ 57-2111（内線313）

だれでもマラソン大会

9月6日（日）受付 午前9時30分から
開会式 午前10時
場所 運動公園

村民水泳大会

9月4日（金）受付 午後3時30分から
開会式 午後4時
場所 のびのびプール



ペットはマナーを守って飼いましょう！